



宇都宮市都市計画図



立地適正化計画
市街化区域の拠点に居住や各種機能を集積

↑
連携
↓

市街化調整区域の整備及び保全の方針
市街化調整区域の拠点に生活利便機能を充実

地域拠点(市街化調整区域)

「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」における市街化調整区域の地域拠点
⇒市民の日常生活を支える地域の拠点として、「住」に関連する多様な都市機能を集積するとともに、地域特性に応じた「働・学」「憩」に関する都市機能を備える。

※「市街化調整区域の整備及び保全の方針」の見直し(H29)等により、生活利便機能の集約などに取り組む。

地域拠点(市街化区域)

「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」における市街化区域の地域拠点
⇒市民の日常生活を支える地域の拠点として、「住」に関連する多様な都市機能を集積するとともに、地域特性に応じた「働・学」「憩」に関する都市機能を備える。

※立地適正化計画において「都市機能誘導区域」を設定(H28)し、居住や都市機能の適正な立地誘導を推進

都市拠点

⇒全ての都市機能(「住」、「働・学」、「憩」)を集積するとともに、それぞれの機能が都市の競争力を牽引する高次性・広域性を備える。

※立地適正化計画において「都市機能誘導区域」を設定(H28)し、居住や都市機能の適正な立地誘導を推進

「居住誘導区域」(H30)

※市街化区域のうち、拠点に加えて、既に基盤整備が進んでいるエリアや鉄道の駅やバス停から歩いて移動できる一定の範囲を中心に区域を検討

凡例

- 計画区域
- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (東武線)
- LRT(予定ルート)
- 新幹線
- 都市拠点
- 都市拠点圏域
- 地域拠点等 (市街化区域)
- 地域拠点(市街化調整区域)